

## 添付書類一覧(中間処理)

◎印は必ず添付するもの、○印は該当する場合のみ添付するものです。

添付書類	様式番号	新規申請	変更申請	備考
		法人	法人	
事業の範囲を記載した書類	1号(1) 1号(2)	◎	◎	様式1号(1)は普通産廃、1号(2)は特管産廃の申請時に添付
	事業計画の概要を記載した書類			
	事業の全体計画	3号(1)	◎	
	処分する産業廃棄物の種類及び処分量等		◎	
	中間処理施設の概要	3号(2)	◎	
	保管施設の概要	3号(3)	◎	
	処分業務の具体的な計画	3号(4)	◎	
1	環境保全措置の概要	3号(5)	◎	○
	処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類	3号(6)	◎	○
2	事業用施設の構造図等			
	処理施設及び保管施設の敷地内における配置図	—	◎	○
	処理施設及び保管施設の図面(平面図、立面図、断面図、構造図)、設計計算書及び付近見取り図	—	◎	○
3	事業用施設の所有権等			
	処理施設及び保管施設の所有権申立書	—	◎	○
	処理施設及び保管施設設置場所の土地登記事項証明書	—(※)	◎	○
	当該土地等の賃貸借契約書の写し	—	○	○
4	誓約書	5号	◎	◎
5	許可申請に関する講習会の修了証の写し	—	◎	○
6	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	6号	◎	○
7	直前3年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表	—	◎	○
	直前3年の「法人税」の納税証明書(その1)	—(※)	◎	◎
8	定款又は寄附行為の写し	—	◎	○
	法人登記事項証明書(全部事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書))	—(※)	◎	○
9	子会社の株主名簿(これに準ずるものを含む)	—	◎	○
	子会社(100%出資子会社を除く)に役員又は職員を派遣していることを示す書類	—	◎	○
	子会社(100%出資子会社を除く)を分社化したことを示す書類	—	◎	○
10	申請者の役員の住民票の写し(本籍地記載のもの)	—(※)	◎	○
	発行済株式総数(出資額)の百分の五以上の比率を有する株主(出資者)の住民票の写し(本籍地記載のもの)又は法人登記事項証明書(全部事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書))	—(※)	○	○
11	使用人の住民票の写し(本籍地記載のもの)	—(※)	○	○
12	申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にはその法定代理人の住民票の写し(本籍地記載のもの)	—(※)	○	○
13	申請者が心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	—(※)	◎	◎
14	当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類	8号	◎	特別管理産業廃棄物処分業(感染性産業廃棄物及び廃石綿の処理を業とする場合を除く。)に係る申請を行う場合にのみ添付
	当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類			

「※」印のある書類(住民票の写し等)は、申請者自らが当該書類のコピーに原本証明を行ったものを提出する場合は、原本を省略することができます。

注1 [5欄]の「許可申請講習会」についての注意事項

- ① 講習会修了証の有効期限は新規許可講習会が5年、更新許可講習会が2年です。許可申請はこの有効期限内に行ってください。
- ② 新規許可講習会の修了証は更新許可申請に有効ですが、更新許可講習会の修了証で新規許可申請をすることはできません。ただし、既に他の都道府県又は政令市の許可を有している方はこの限りではありません。

注2 [7欄]の直前3年の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「法人税の納税証明書」及び[9欄]の「定款又は寄付行為の写し」、「登記事項証明書」については、直前の事業年度の「有価証券報告書」を提出することにより、添付が省略できます。

注3 [10欄～12欄]の「住民票の写し」は、外国人にあっては「住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等が記載されたもの」とします。

注4 [10欄]の「役員」には、登記事項証明書に記載された役員のほか、相談役、顧問その他のいかなる名称であるかに関わらず、法人に対して業務を執行する役員、取締役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有する者を含みます。

注5 [11欄]の「使用人」とは、広島市域にある本店又は支店の代表者及び産業廃棄物処理業に関する契約締結権限を有する者をいいます。

注6 [13欄]の「申請者」とは、10欄～14欄に掲げる者(12欄の株主法人を除く。)をいいます。

注7 [13欄]の心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類とは、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」であり、具体的には医師の診断書、認知症に関する試験結果、登記事項証明書(成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことを証する書類)等になります。

登記事項証明書は、最寄りの法務局・地方法務局(支局及び出張所は不可)戸籍課窓口で直接請求(郵送は不可)してください。なお、郵送で申請する場合は、東京法務局に請求書を郵送してください。詳細は、最寄りの法務局・地方法務局へ照会してください。

郵送請求先：東京法務局民事行政部後見登録課〔〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎TEL03-5213-1234〕

注8 [10欄～13欄]の添付書類については、申請者が別に交付を受けている先行許可証(平成12年10月1日以降に受けた許可で、当該許可証に「規則第〇条第〇項の規定による許可証の提出の有無 無」と記載のあるもの)の原本を提示することにより、添付を省略することができる場合があります。